

最上町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人最上町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は、役員等の職務及び勤務形態に応じて別表に定めるとおりとする。

(報酬の支給)

第4条 役員等の報酬は、次の各号により支給する。ただし、関係行政機関の職員である理事に対しては支給しない。

- (1) 報酬が日額の場合は、その都度支給する。
 - (2) 報酬が月額の場合は、毎月、職員給与規程第12条の規定に準じて支給する。
 - (3) 年度途中における役員等の就任又は退任などにより報酬の支給方法が前各号によりがたい場合は、会長が別に定める日に支給することができる。
- 2 役員等の報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 役員等の報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 4 第1項第1号に定める日額による報酬は、役員等が各種大会等に多数で参加する場合は、支給しない。
- 5 第1項第2号に定める月額による報酬は、就任した日から退任した日まで支給する。この場合、就任又は退任した月の支給額は、それぞれ日割りにより計算した額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 役員等が、理事会、評議員会及びその他の会議等への出席など、町内における職務遂行のための業務に当たったときは、次の各号によりその費用を弁償する。ただし、関係行政機関の職員である理事に対しては支給しない。

- (1) 日額報酬を支給する役員等には、距離の遠近にかかわらず、その都度一律500円の車賃を費用弁償として支給する。
 - (2) 月額報酬を支給する役員等には、報酬の支給とともに、月額4,000円の車賃を費用弁償として支給する。
- 2 役員等が会議及び研修等に出席するため町外に旅行したとき、又は必要により宿泊したときは、職員旅費規程に準じた旅費を費用弁償として支給する。ただし、日額報酬を支給する場合は日当を支給しない。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人最上町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成15年10月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

別 表

役員等の報酬額

職 名	勤務形態	報 酬	金 額
理 事	会 長	非常勤 月 額	48,000円
	副会長	非常勤 日 額	4,500円
	常務理事	非常勤 月 額	64,000円
	上記以外の理事	非常勤 日 額	4,000円
監 事	非常勤	日 額	4,500円
評議員	非常勤	日 額	3,500円

備考 日額報酬については、会議等が午前と午後の1日に及ぶ場合、又は午前と午後において異なる会議等に出席する場合は、それぞれ2,000円を加算する。